

います。

国立感染症研究所と地方衛生研究所の連携は、先生御指摘のように大変重要でありますので、厚労省としても、引き続き、我が国の検査水準、全国津々浦々どこでも大体同じレベルの、精度の検査ができる、判断ができるというようにするべく努力をしてまいりたいというふうに思います。

○東徹君 ありがとうございます。

これで終わらせていただきます。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

感染症、特に今回のエボラ出血熱への対応で検疫体制が注目されております。もちろん、この疾患の特性からいって水際作戦だけで防げるものではないことも承知していますが、参考人質疑でも抑止効果も含めてその意義は強調されておりました。同時に、検疫体制の不備については、こういう問題が起こるたびにこの委員会でも指摘をされてきたわけですが。

厚労省にまずお聞きします。

検疫所における検疫官の定員と実数は今幾らなのか。また、国際線の定期便が就航しているいわゆる検疫飛行場のうち、検疫官の常駐がない空港はどれだけあるのでしょうか。

○政府参考人（三宅智君） 検疫所における定員でございますけれども、平成二十六年十月一日現在の検疫所における検疫官の定員数は三百八十四

名でございます。現在員数は三百五十六名でございます。

また、国外から航空機が到着し必要な検疫を行う検疫飛行場は全国で三十か所ございますが、そのうち検疫官が常駐しておらず、航空機が到着する際に検疫官が出張して検疫対応している検疫飛行場は十一か所となっております。

○小池晃君 十一か所の中には、ちなみに松山空港もございます。

配付資料で、私も厚労省からこの配置をいただいて、これはなかなか大変だというふうに率直に言っていると思います。例えば、検疫飛行場、青森といえば青森空港は常駐はなくて、飛行機到着するたびに、今御説明あったように青森出張所から検疫官が出張しているということなんです。青森出張所にも三名しかいないわけです。これでは、もしも青森空港で入国者にエボラの疑いという人がいたら、もうこれは塩竈にある仙台検疫所から応援に行かざるを得ないだろうというふうに思うんです。

同時に、こうゼロがいっぱいあるその一方で、たとえ常駐体制があるところでも、多数の入国者がある成田で六十八名、羽田で二十四名、関空四十四名、中部二十名、二十四時間空港では三交代での体制ですから、これは極めて厳しいだろうというふうに思うんです。

大臣、やはりこういう部門こそ国民の生命と安全にとって重要だと私は思うんですね。外国からの入国者は、この間、この最初の資料にある十年間でいうと一・五倍になっている。ところが、この経過を見ていただければ分かるように、検疫官の人数はほとんど横ばいでありまして。しかも、定員割れしています。

私は、総定員法の枠を外してでも、この国民の生命、安全を守る検疫官の抜本的増員が必要ではないかというふうに思うんですね。あわせて、予算も、その下にあるように、近年はこれは裁量的経費の削減ということで予算も減らされております。予算の増額ということも併せて、この検疫体制の強化に向けた大臣の考え方を聞かせていただきたい。

○国務大臣（塩崎恭久君） 先生御指摘のように、検疫官の、言ってみれば水際での守りというのが非常に重要であることは間違いないわけで、それについては我々も法務省との連携も含めて強化をしてきているところでございます。

国内に感染症の常在しない病原体が航空機等を介して侵入することを防止するために必要な体制を今担ってもらっているわけでありまして、検疫業務に係る人員体制については、平成二十七年年度の組織・定員要求におきまして、空港等での検疫体制の強化を図るために十九名の増員を今行

ついているところがございます。

そして、輸入食品の検査に関わるものも含めた検査所の予算に関しては、今先生から資料を配付されました御指摘がございますけれども、平成二十七年年度概算要求においては、訪日外国人旅行者の増加、顕著でありますから、それに対応するためにも約九十一億円、若干ではありますけれどもプラス一億円の増額要求を今しているところでございまして、いずれにしても、検査官、検査所がその役割をしっかりと果たせるように体制の確保を努めてまいりたいというふうに思います。

○小池晃君 私、こういうのが本場の安全保障だというふうに思っておりますし、やっぱりこういったものを財務省に対してもきちっと予算要求していただきたいし、まあ来年は今御説明ありましたが、こういう事態を踏まえて、この配置見るとちよつとやっぱり心細いですよね、率直に。これは、やっぱり抜本的な強化を、現場で働いている検査官も本当に大変な中で仕事をされているというふうに聞いているので、強化をしていただきたいということを重ねて申し上げたいというふうに思います。

ちよつと今日は国保の問題もお聞きしたいんですが、全国各地で国保料、国保税を滞納した世帯に対する差押えが激増して、これはマスコミでも取り上げられました。

この今日お配りした資料の最後のページにありますように、この差押えの件数、金額共に激増といたしますか、十年間で四、五倍になっています。これは、二〇〇五年に厚労省が収納対策緊急プランの策定等についてという通達を出して、収納率向上のために預貯金、給与、生命保険の差押えなどを例示して以来、これはかなり急増をしているという指摘もございます。

前提として申し上げますけれども、もちろん明らかに支払能力があるのに保険料を払わず、督促にも納付相談にも応じない悪質な滞納者、これは一定の非常手段を取ることを私は否定をいたしません。しかし、やっではないけなことがあるはずで、一つは年金や給与などの生計費相当分、あるいは福祉として給付されている公的手当、それを奪われたらなりわいが絶たれるような商売道具など、いわゆる差押禁止債権、財産の差押えです。もう一つは、病気や失業、所得激減などで生活困窮に陥った世帯を更に困窮に突き落とすような差押えです。

しかし、現実には、銀行口座に僅か十数万円の給与を振り込まれたものを九万円差し押さえられたという京都市の例、あるいは失業している滞納者が児童手当、職業訓練用の訓練・生活支援給付が振り込まれる口座を差し押さえられて残高をゼロにされたという大分県の例などもあります。

これは昨年十一月に、地方税の滞納を理由にして児童手当が振り込まれる口座、この児童手当だけが入っていたその口座を差し押さえたと鳥取県の措置について、公的手当を狙い撃ちにした差押えは違法だという判決が広島高裁で出されて、これは確定した判決です。

厚労省にお聞きますますが、これは直接的には地方税の滞納処分をめぐる判決ですけど、厚労省が所管する国民健康保険料の滞納処分をめぐる、やはり同じ立場が求められるはずではないか、国保料の滞納を理由にして児童手当など公的手当を狙い撃ちにするような差押えというのは、これはやっではないけなと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（唐澤剛君） ただいま先生から御指摘のございましたような鳥取県の判決が出されていることは承知をしております。

これまで、これは私どもだけではなくて税務当局も同じでございますけれども、一般論として、こうした公的な手当等の受給権、差押えが禁止されている受給権は、これは差押えがもちろんできないわけでございます。他方で、これらが振り込まれた預金については受給者の一般財産となりまして、原則として差押禁止債権としての属性は承継するものではなく差押えは禁止されないと解されているところがございますけれども、御指摘の

判決の個別の事案については言及はできませんが、事実関係に照らしまして、この判決ではこうした原則の例外となり得るケースがあることを示したものとこのように受け止めております。

○小池晃君　ですから、例えば口座があつて、もうそれは専用の、例えば障害者の特別児童扶養手当だけが入るような口座、それ以外のものは入っていない、そういったものも入った途端に差し押さえる、もうこれは狙い撃ちですよ。こういったことは、やっぱりやってはならないという、そういうことでよろしいですね。

○政府参考人(唐澤剛君)　私どもとしては、この今申し上げましたような一般的な原則と、それから例外となり得ることがあるということをよく踏まえまして、個々の滞納者の実情をよく把握した上で、適切に対処をしていただくべきものと考えております。

○小池晃君　だから、その公的年金だけが入っているようなものを狙い撃ちにするようなことというのは、これは例外的なものということになるわけですよ、今の御説明で言えば。

○政府参考人(唐澤剛君)　なかなか個別の事案についてはお答えはしにくいんですけども、この鳥取の判決について詳しくはお話しできませんが、こちらの方では、これは児童手当を、ある特別に受けていた口座ということだというふうに理

解しております。

○小池晃君　ですから、今の答弁で言えば、そういったものを差し押さえるということは、やっぱり許されないということであるというふうに思うんですね。

それから、もう一つの問題は、滞納していても生活実態をよく調査して、生活困窮している世帯については処分を中止するというのが、これは滞納処分の原則でもあるというふうに思うんです。

しかし、生活困窮に追い打ちを掛けるような差押えが行われていて、今日お配りした朝日新聞のちよつと大きな記事がありますが、これは実例として群馬県の前橋市に住んでいるシングルマザー、勤めている会社が経営難で、給料の支払が遅れて、国保料の滞納を余儀なくされた。昨年暮れ、約十二万円の給料が入った日に銀行口座を差し押さえられて、十万円を強制徴収された。預金口座には六万円しか残っていないので、友人に借金をして生活した。それでも前橋市は今度は生命保険を差し押さえて、どう滞納分を払うのかの計画を作らなければ生命保険を解約するというふうに言ってきたというわけですね。

この記事の中でも表がありますけれども、前橋市は滞納が六千四百八世帯に対して四千五百三件の差押えをやっています。一方で、滞納世帯数がほぼ同じ大津市の場合、これは差押えの件数は

件、四十分の一以下です。それから、名古屋

市と前橋市は徴収率はほぼ同じですけども、前橋市の差押えの比率は名古屋市の十倍なんです。

自治体によってやはり生活実態を調べて差押えをやっているところと機械的にやっているところがあるのが実態なんではないかと、この記事を見て実態は推測できるわけでありまして。

厚生省に確認しますけれども、これは総務省も事務連絡を出しているように、これは地方税の滞納処分であつてもやはり個別の事情を考慮するということを言っております。厚生省の国保料についても、差押えに当たっては滞納世帯の生活実態をよく調査して、生活が困窮するような特別な事情がある世帯については機械的な差押えを行うということとはあつてはならないと思いますが、基本的な考え方を示してください。

○政府参考人(唐澤剛君)　国民健康保険の保険料につきましては、負担の公平という観点から納付をいただく必要があるわけでございますけれども、これは先ほど先生からも御指摘ございましたけれども、保険料を支払うことのある財産があるにもかかわらず滞納しているという場合には差押えにより徴収を行うことも必要であるわけでございますが、各市町村におきまして、滞納をする前に納付相談をまず行っていたとき、それから分割納付などのきめ細かな対応を行うとともに、滞納

をしている方の具体的な状況、個別具体的な状況を踏まえまして、生活を著しく窮迫させるおそれがあるという場合には滞納処分の執行を停止する仕組みがあると、こういうような仕組みになっているところがございますので、個々の滞納者の実情というものをよく把握をした上で適切に御対応いただきたいというふうに考えております。

○小池晃君 同じ滞納制裁である資格証明書については、これは厚労省も特別な事情の把握に努めるようにという通達を自治体に何度も出していきます。やはり差押えについても、今これだけ大問題になってきている中で、同趣旨の通知を出すべきではありませんか。

○政府参考人(唐澤剛君) この差押えにつきましても、この委員会で御議論もございますし、また先生御指摘のようにこういう紙面にも載っておりますので、私どもとしては、ただいまの個別の事情というものも十分把握をした上で対応をするということ、全国課長会議などもございますので、そうした会議や、あるいはブロックの会議などもございますので、こういう機会を捉えて市町村に対して周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○小池晃君 今大臣ちよっと手を挙げかけたので、大臣にも、これはやっぱり何か通知のような、これね、資格証明書はちゃんと出しているんです、

厚労省は。やっぱりこういう滞納というのが今現場では大変問題になってきているので、やっぱりそういうきちっとした周知徹底のための文書として出すべきじゃないですか。いかがですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 県の財政にとつてもそう大きな額ではないような場合に、あえてしゃくし定規なことをやるかということを考えてみると、やはりそこは温情を持って臨まなければいけないし、配慮をせにやいかぬということでありまして、どうするかは今局長から申し上げたとおりで、やはりその辺の考え方を、やはりぬくもりを持った行政をやるべく徹底をしていくということ、厚労省としても言っていきたいというふうに思います。

○小池晃君 終わります。しつかりぬくもりを持って、温情と言われるとね、権利、社会保障ってやっぱり受給権があるわけですから、そこをしつかり保障するという立場では是非お願いします。

○福島みずほ君 終わります。社民党の福島みずほです。

今般の法改正において、二類感染症である鳥インフルエンザの血清亜型の範囲を政令に委任する理由について、厚生労働省は、ウイルスの変異が突然に、かつ頻繁に生ずるため、二類感染症に相当する鳥インフルエンザが発生した場合に機動的

にできるように新たに備える必要があると答弁をいたしました。

一方で、現行感染症法には、政令により一類から三類感染症に準じた措置が可能となる指定感染症の制度があり、厚労省の説明資料によれば、法律によらずに法律に規定するレベルの強権的措置をとることを可能とするものであるため、緊急に強権的な措置を講じなければならなくなった場合等に限って指定されるべきものとされておりまして、よって、鳥インフルエンザの血清亜型の政令委任を行わずとも、現行法の指定感染症で十分に対応可能ではないでしょうか。法改正の必要性についてお聞きをいたします。

○政府参考人(新村和哉君) お答えいたします。指定感染症制度は、政令の制定によりまして指定した感染症について、緊急に一類感染症、二類感染症又は三類感染症に相当するものとして入院等の措置を講ずることを可能とするものでございますが、指定から原則一年間、延長しても最大二年間が限度とされておりまして、具体的な措置内容が変わらない場合でありまして、指定期限が到来するたびに法律の改正を行うことが必要となります。

また、鳥インフルエンザにつきましては、ウイルスの変異が突然かつ頻繁に生じるため、二類感染症に相当する鳥インフルエンザがどの血清亜型